

支給額

市川市、船橋市、松戸市、柏市、浦安市で飲食店等を運営する方

事業規模に応じて算定した日額(1日当たり支給額) × 要請に協力いただいた日数

を支給します。

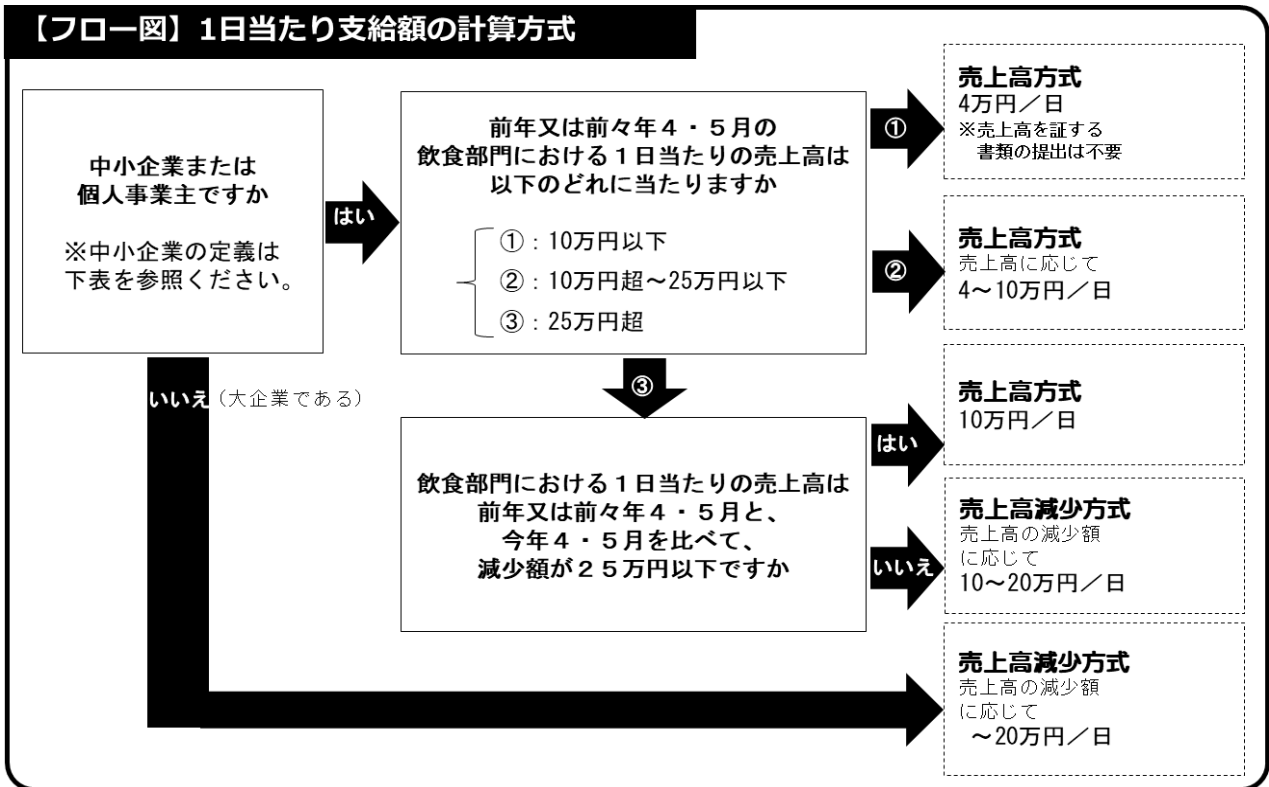
そのため、1日当たり支給額 を算定した後、要請に協力した日数 を確認してください。

1日当たり支給額の算定

「1日当たり支給額」の算定に当たっては、中小企業・個人事業主と、大企業とで適用する計算方式が異なります。

以下のフロー図に従って、協力金を申請する店舗に適用する計算方式をご確認ください。

【フロー図】 1日当たり支給額の計算方式



【参考】中小企業者の定義(中小企業基本法による定義)

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 卸売業	1億円以下	100人以下
② 小売業	5,000万円以下	50人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 製造業、建設業、運輸業 その他業種(①～③を除く)	3億円以下	300人以下

注1 中小企業基本法に基づかない法人についても上記の表に準じます。

注2 複数の業種を営んでいる場合は主たる事業(売上が大きい方)の業種で判定します。

注3 飲食業の業種は②小売業となります。

要請に協力した日数の確認

- 4月20日～27日については、4月27日を含む連続した期間であって、県からの要請に御協力いただいた日数分を支給します。
- 4月28日～5月11日については、全期間御協力いただいた場合、14日分を支給します。
ただし、4月28日から県からの要請に御協力いただけなかった場合においても、5月1日までに県からの要請に御協力いただいた場合、11日分を支給します。